

□■受験対策ミニ講座 5号 2021□■（養成所ニュースプラス第 11号）

国家試験の申し込みは、本日の消印が締切です。締切日をうっかり間違えていた方、諦めてはいけません。夜間窓口が開いている郵便局に本日中に持ち込み、本日の消印を押ししてもらいましょう。受験するぞというご自身の気持ちを大事にしてください。

9月3日のメールマガジンで、「時間を作り出して受験勉強を今日から始める」と呼びかけさせていただきました。早いもので1か月です。1日7問ずつ、月～土曜まで取り組んできた方は1回分の180問が終わりましたね。次をどうしていますか。同じ回をもう一度繰り返す方、別の回を始める方、模擬問題を始める方などその方の進め方があるようです。

さて、10月1日から8日までに各都道府県で今年度の地域別最低賃金の効力が発効されました。今回は、最低賃金法を含む日本の労働に関する各種法律について「就労支援サービス」からの出題です。いつものように、選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第32回問題143】日本の労働法制に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 日本国憲法第28条が保障する労働三権は、団結権、団体交渉権、勤労権である。
2. 労働者災害補償保険の保険料は、事業主と労働者が折半して負担する。
3. 雇用保険法において失業とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにも関わらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。
4. 最低賃金法に基づく地域別最低賃金は、都道府県知事が決定する。
5. 労働契約法は、使用者は、労働者に1週間について40時間を超えて労働させてはならないと規定している。

答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(32期生)住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(33期生)教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」、「スクーリング代替授業の履修」、「授業料の納入」が必須となります。
- ・レポート評価票の課題及び課題番号の記入について、未記入や番号違いに注意してください。
また、必ずレポート評価票と原稿用紙はホチキスで留めてください。
- ・レポート評価票の科目と原稿用紙の科目の付け間違いに注意してください。
受付できない場合があります。
- ・レポート提出は、郵便事故や封筒の破損を避けるため、極力、郵便局窓口からの提出を推奨しています。
また、必ずコピー（控え）をとってください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします※本日申込締切です※

- ・第34回国家試験の受験申込受付期間は、令和3年10月8日（金）まで（消印有効）です。
- ※『受験の手引』には、〔10月9日（土）以降の消印のものは、受け付けできません〕と明記されています。ご注意ください。

※社会福祉振興・試験センターへ必ず簡易書留で郵送してください。

- ・第34回国家試験の試験日は、令和4年2月6日（日）です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

受験申し込み手続きについてはこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/tetsuzuki.html>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です（9月15日申込締切）。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

※締切を過ぎましたが、在宅受験は受付中です。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催予定です。

詳細は追ってご連絡しますので、今しばらくお待ちください。

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 答と解説】

労働法規の基本的な知識として労働三権、労働三法（労働基準法、労働関係調整法、労働組合法）を押さえておきましょう。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域別最低賃金は1円～3円の引上げ又は据え置きとなりました。しかし、今年度は、中小企業団体が「多くの経営者の心が折れる」と反対したものの平均28円の大幅アップとなり、全ての都道府県で800円を超えました。最低賃金には、都道府県別の地域別最低賃金と産業別の特定最低賃金の2種類があります。

また、最低賃金には減額の特例許可制度があります。使用者が事業場の所在地を管轄する労働基準監督署を経由して、都道府県労働局長の許可を受けることを条件とし、個別に最低賃金の減額特例を認めています。31回31、31回145で出題されています。

就労支援サービスのトピックスとしては、今年3月1日から法定雇用率が0.1%引き上げられました（民間企業は2.3%、国・地方公共団体等は2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%に）。2.3%になったことにより対象となる事業主の範囲も従業員数45.5人から43.5人以上になりました。障害者雇用率は、31回31、32回144で出題されています。

1. ×憲法により保障されている労働三権は、団結権、団体交渉権、団体行動権です。
2. ×労働者災害補償保険（労災保険）の保険料は、事業主が全額負担します。しかし、雇用保険の保険料は雇用保険二事業（雇用安定事業・能力開発事業）を除き、労使折半です。
3. ○雇用保険法第4条第3項で規定されています。
4. ×最低賃金法により、最低賃金は、時間ごとに定めるものとされています。地域別最低賃金は、厚生労働大臣の諮問機関である「中央最低賃金審議会」で金額改定の「目安」が示された後、各都道府県の「地方最低賃金審議会」で額の妥当性を審議し、都道府県の労働局長が正式な最低賃金を決めます。一部の語句を入れ替える作問はよくあります。決定権者にも注目しましょう。
5. ×労働契約法でなく、労働基準法です。労働基準法は、最低労働基準等労働条件や罰則規定を定めています。1週間の労働時間は選択肢のとおりです。一方、労働契約法は、個別労働関係紛争を解決するための、労働契約に関する民事的ルールを定めています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus